

令和元年12月定例会議

相模原市議会

11月19日(火)～12月20日(金)

〔問い合わせ〕相模原市議会議会局政策調査課

〔電話〕042-769-9803

<https://www.sagamihara-shigikai.jp/>

※会議の日程、時間などは変更になることがあります。



私たちの相模原市を、明るく住みよいまちにするためには、市民一人ひとりが参加して意思を決め、自分たちの手で実行していくことが理想的な市民自治です。しかし、多くの市民が1か所に集まって話し合うことは困難であるため、市民の中から代表者を選び、その代表者を通じて話し合いがされます。この代表者が、市議会議員です。市議会議員が集まって、市民生活に密接なかわりのある市の予算や条例などについて、細部にわたって審議し決めているところが市議会です。市議会と市長は、それぞれ独立した機能を持ち、市政の発展のために活動しています。議員は、4年ごとの選挙によって選ばれます。市議会の議員定数は、46人（緑区11人、中央区17人、南区18人）です。また、市議会議員になることができる人は満25歳以上の市民です。議長、副議長は議員の中から選挙で選ばれます。議長は議会を代表し、また議場の秩序を保ち議事を整理したり、議会の事務を処理するほか、国・県などとの折衝やいろいろな会議に出席する重要な役目があります。副議長は、議長が欠けたり、不在のときにその代わりを務めます。市政に対して、同じ考え方や意見を持っている議員が集まり、自分たちの考えを効果的に市政に反映させるため、グループをつくって活動をしています。これを会派といいます。市政を進めていく上で重要な案件については、市議会の意思決定が必要です。これを「議決」といいます。市議会が議決する主なものは次のとおりです。条例を定めたり、改正又は廃止すること。予算を定め、決算を認めること。市の税金、使用料、手数料などを決めること。予定価格3億円以上の工事などの契約をすること。市の財産を交換したり譲り渡したり、貸したりすること。予定価格1億円以上の不動産などを買ったり売ったりすること。議長、副議長、選挙管理委員などを選挙します。市政が正しく運営されているかどうか市の仕事を調査したり、問題点を指摘します。市議会の意思として、国会や関係行政機関に「意見書」や「要望決議」を提出し、市民生活にかかわりのある問題に積極的な解決を求めています。定例会の回数は毎年1回です。1月に「開会会議」を開き会期の決定をします。2月、5月、8月、11月に「定例会議」として再開しながら、同年12月末までを会期とします。そのほか、必要に応じて「臨時会議」が開かれます。議案などは本会議で直ちに決めることもありますが、議会で審議する議案は、数多く広い範囲にわたっているため、全員で一度に審議するよりも、いくつかの部門に分けて詳しく審議し、より深く審議した方が、能率もよく、委員会が設けられています。

市政へ ズーム。